

資料 2 - 3

警察庁

被害少年のメンタルヘルスケアに対する取組（事例）

1	事案名	男子中学生による女子小学生被害の強制わいせつ事件
	対象者	被害児童及び被害児童の実母
	実施者	部内少年補導職員 2 名（臨床心理士資格あり）
	実施状況	被害児童の実母から要望を受け、児童と母親に対して 1 年 5 か月の間に 8 回のカウンセリングを実施。

2	事案名	養父による女子小学生被害の児童福祉法違反事件
	対象者	被害児童
	実施者	部外精神科医
	実施状況	被害児童からの事情聴取と並行して、専門の医師によりカウンセリングを 6 回実施。

3	事案名	成人男性らによる女子中学生の児童買春周旋等事件
	対象者	被害児童
	実施者	部外精神科医
	実施状況	被害少年の事情聴取と並行してカウンセリング、投薬治療を継続実施し、加えて、少年補導職員が学習支援等を 5 回行った。

4	事案名	養父による女子小学生の準強制わいせつ等事件
	対象者	被害児童及び被害児童の実母
	実施者	部外臨床心理士
	実施状況	被害児童及び児童の性的被害に大きな精神的ショックを受けていた実母に対し、臨床心理士によるカウンセリングを 2 回実施。

○ 部外の精神科医、臨床心理士への委嘱状況

(回答)

都道府県警察においては、犯罪被害者カウンセリングに関して部外専門家として

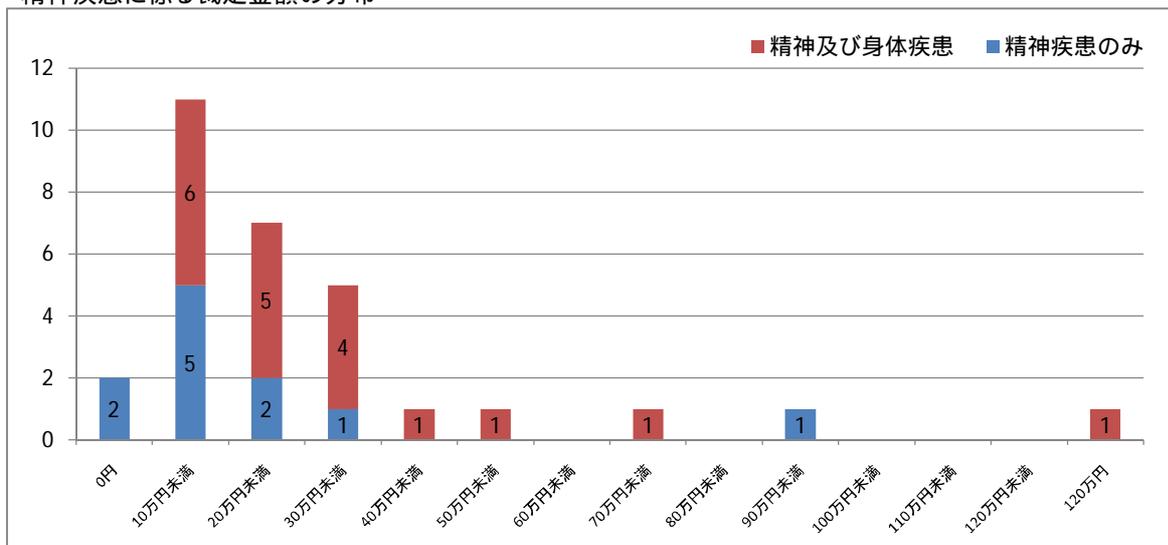
○ 精神科医 59人

○ 臨床心理士 126人

を委嘱している。

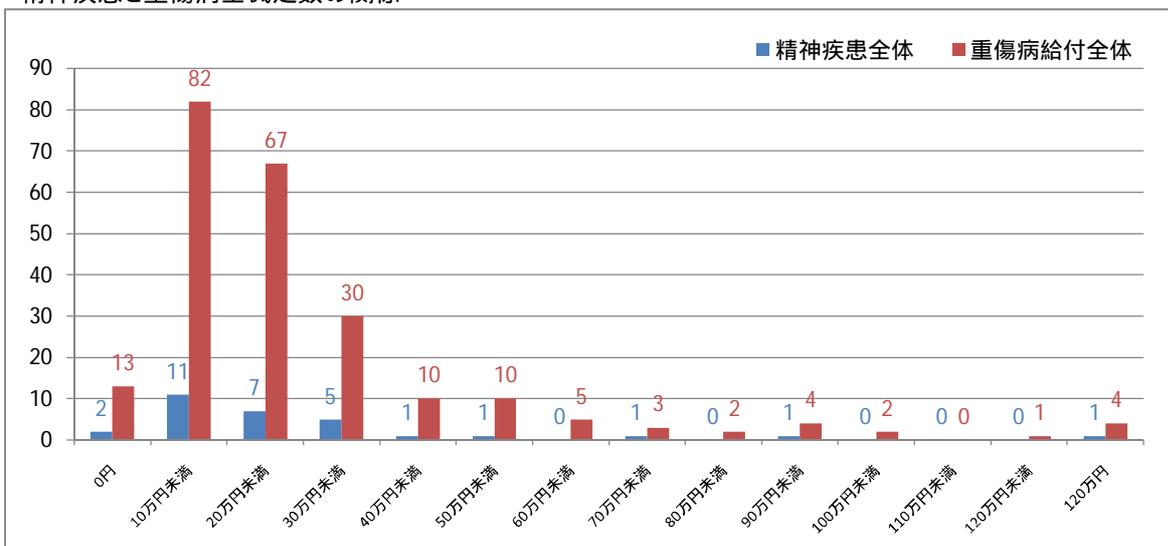
犯罪被害に起因する精神疾患に係る裁定金額の分布 (平成22年度重傷病給付金)

1 精神疾患に係る裁定金額の分布



	0円	10万円未 満	20万円未 満	30万円未 満	40万円未 満	50万円未 満	60万円未 満	70万円未 満	80万円未 満	90万円未 満	100万円 未満	110万円 未満	120万円 未満	120万円	合計
精神疾患のみ	2	5	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11
精神及び身体疾患	0	6	5	4	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	19

2 精神疾患と重傷病全裁定数の関係



	0円	10万円未 満	20万円未 満	30万円未 満	40万円未 満	50万円未 満	60万円未 満	70万円未 満	80万円未 満	90万円未 満	100万円 未満	110万円 未満	120万円 未満	120万円	合計
精神疾患全体	2	11	7	5	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	30
重傷病給付全体	13	82	67	30	10	10	5	3	2	4	2	0	1	4	233

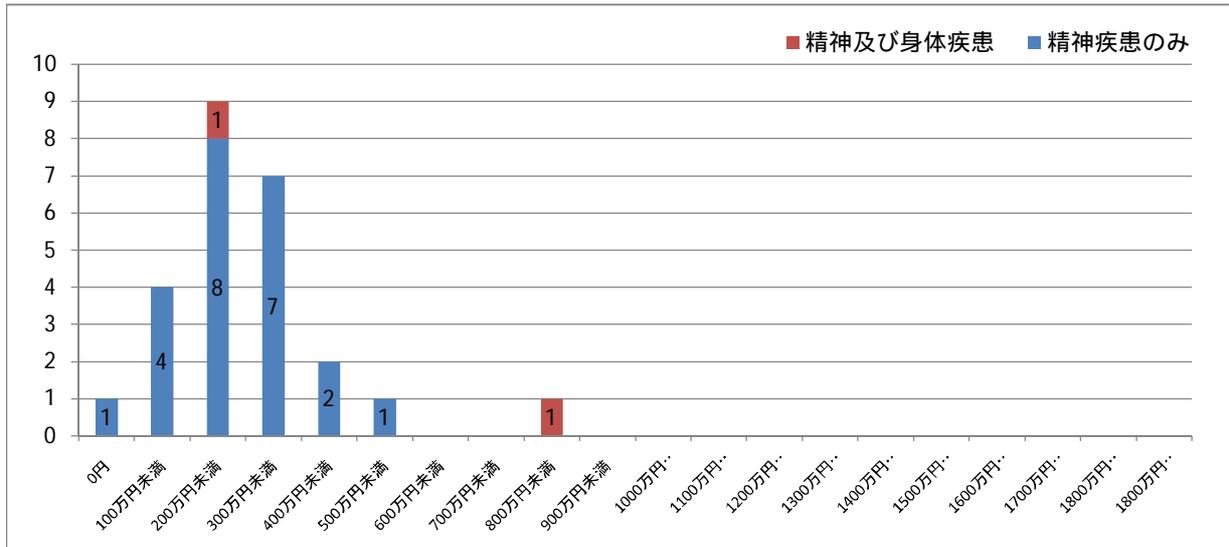
3 支給裁定額

	平均額	最高額
精神疾患全体	21.9	120.0
重傷病給付全体	21.5	120.0

単位: 万円

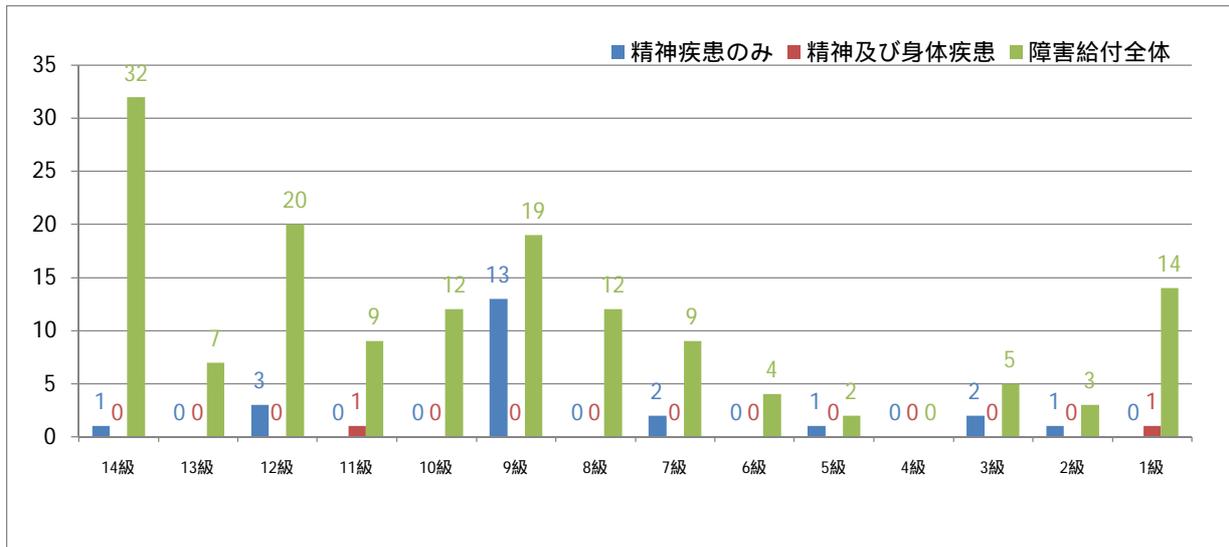
犯罪被害に起因する精神疾患に係る裁定金額の分布 (平成22年度障害給付金)

1 精神疾患に係る裁定金額の分布



	0円	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	700万円未満	800万円未満	900万円未満	1000万円以上	1100万円以上	1200万円以上	1300万円以上	1400万円以上	1500万円以上	1600万円以上	1700万円以上	1800万円以上	1800万円以上	合計	
精神疾患のみ	1	4	8	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
精神及び身体疾患	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

2 精神疾患に係る障害等級の分布



	14級	13級	12級	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
精神疾患のみ	1	0	3	0	0	13	0	2	0	1	0	2	1	0	23
精神及び身体疾患	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
障害給付全体	32	7	20	9	12	19	12	9	4	2	0	5	3	14	148

等級非該当1件

4 支給裁定額

	平均額	最高額
精神疾患全体	271.7	705.7
障害給付全体	271.8	2,650

単位: 万円